



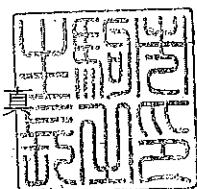
写

議長	副議長	事務局長	事務局次長	係長・主査	係員

生障第 1108 号
平成 26 年 12 月 1 日

生駒市市議会議長 中谷 尚敬 様

生駒市長 山下



請願に対する処理経過と結果の報告について

平成 26 年第 4 回生駒市議会定例会において採択された請願に対する処理経過及び結果につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

「精神障害者に対する福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業）の適用を求める請願書」につきまして、新たに実施する精神障がい者の医療費の助成については、身体障害者手帳所持者や療育手帳所持者に対する助成制度との整合性の点などから 1 級所持者から実施いたします。その理由の詳細は以下のとおりです。

- ① 他の障がい等級との程度の比較において、心身障害者医療費助成制度等の対象となっている手帳の所持者（身体 2 級以上、療育 A 2 以上）と精神障害者保健福祉手帳所持者の 1 級が同程度とされていること。
- ② 現在、心身障害者医療費助成制度等の対象となっている手帳の所持者（身体 2 級以上、療育 A 2 以上）は、それぞれの障がいにおける手帳所持者数の半数以下（身体 41.2%、療育 47.8%）で、精神障害者保健福祉手帳所持者を 2 級以上とした場合、約 8 割の方（79.9%）が対象となることと比べると、医療費助成制度の対象として、障がいの種別によって差が大きくなり均衡が図れないこと。
- ③ 昨年度奈良県が実施した「精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関するアンケート調査」の結果において、精神障がい者が受診する精神科と精神科以外の平均月額医療費の合計額（自己負担額 ※患者が医療機関の窓口で支払う金額）について 1 級手帳所持者が 54,657 円、2 級が 16,383 円、3 級が 9,318 円となっており、1 級手帳所持者の医療費が他の等級に比べて突出していること。

こうした理由から、まずは 1 級から実施するという意向であり、2 級以下の実施を将来にわたり排除する考えはありません。

なお、開始時期について、現在詳細な制度設計やシステムの開発などを行っており、平成 27 年 4 月診療分からの実施を目指にすすめていることを併せて報告します。

